

第5分科会

司法福祉学をどうするか —先達に学ぶ司法福祉の現在地と承継の作法

企画者・話題提供者：岡田強志（東京通信大学）

話題提供者：藤原正範（日本福祉大学）

遠藤洋二（社会福祉法人神戸少年の町）

竹原幸太（東京都立大学）

1. 企画趣旨

「司法福祉は何だったのか」—山口幸男先生が司法福祉を提唱したのは1960年代のことであり、当時の社会情勢とは異なる社会がここにある。しかし、私たちは山口説を確認することも、批判的に検討することも置き去りにしてきたように思われる。「司法福祉」を構想し、実践した第一世代。第一世代の教えを直接受けたり、実践を目のあたりにしたりして「司法福祉」を継承することができた第二世代。そして、これから司法福祉研究の中核を担おうとしている第三世代。今まさに第二世代にあたる先達が、教育研究や実務の第一線に一区切りを打とうとしている。次世代の私たちは「司法福祉」をしっかりと承継できるだろうか。本分科会では、学会設立時より、積極的に司法福祉を発信してこられた第二世代の先生方と次世代の者が共に「山口幸男に帰れ」を実行し、「司法福祉」を確認する機会としたい。

なお本分科会は、報告者の先行研究および実践により構成する。各報告は「日本司法福祉学会研究倫理指針」を遵守した上で行われる。

2. 発言要旨

（1）藤原 正範「山口司法福祉論の原点を探る」

山口は、「司法福祉」について「当時〇〇福祉という言葉が広まっていたからね」とよく話していた。山口の初期の論文「少年刑事政策と司法福祉（一）」（1968）、「同（二）」（1969）では、1949年少年法の下で少年司法実務において展開される「（少年の）健全育成」のための専門的活動を「司法福祉」という言葉でとらえ、それが「保安処分であっても保安処分以上のもの」であること、その最終の形である保護処分が「反射的效果としての利益」をもたらす可能性があることを指摘した。そして、「健全育成を自己のうちに閉じ込めた社会防衛」にしないために「少年の教育権など諸権利を守り真の健全育成を求める国民大衆の普段の努力」に裏付けられる必要を主張した。山口司法福祉論は、社会福祉研究者一番ヶ瀬康子の運動論に影響を受けたものである。また、山口は司法福祉のホスト・エージェンシーが司法権に属する家庭裁判所であることを積極的に評価したが、一方、司法の反動化が叫ばれる中、司法内部の民主化と国民の要求に基づく司法福祉職員の専門化が大きな課題であるとした。

(2) 遠藤 洋二

少年法 2007 年改正は、児童相談所における非行相談の「司法化」に拍車をかけ、やがては児童相談所が実質的に非行相談から撤退するのではないかとの危惧を抱いていた。今や児童相談所は「虐待相談所化」し、例えば、児童養護施設等において逸脱行動がある児童に関しては、児童自立支援施設への措置変更という対処療法（さらには再び問題が生ずれば家庭裁判所送致を経て少年院送致）に依存し、「捨てられ体験」の再現をさせている感がある。話題提供者は現在、公益財団法人日工組社会安全研究財団の助成を受け、「児童養護施設等から児童自立支援施設へ措置変更された児童への切れ目ない支援のための実践モデル開発」をテーマにした研究を行っている。当該研究の成果を踏まえ、児童福祉と少年司法が児童の最善の利益（少年の健全育成）といった理念に基づき、「連続線上の支援」をすることが司法福祉の一つの価値であると考えている。今一度、児童福祉の視点から、司法福祉の在り方について話題提供し、特に、児童福祉における非行臨床について再考したい。

(3) 竹原 幸太「司法福祉の学説史検討―見落とされた山口―栗村論争とその行方」

2000 年代以降の急速な司法改革の下、刑事・民事分野で司法と福祉の連携論が焦点化され、2009 年社会福祉士養成課程に「更生保護制度」（現「刑事司法と福祉」）が位置づけられ、「司法福祉」という語は拡張した。本学会では 2009 年 9 回大会の山口幸男の記念講演後、藤原正範らにより何度も司法福祉学とは何か問われ、テキストも出版された。2016 年 16 回大会では学会の歩みが検討され、湯原悦子は対象拡大と共に、司法福祉の原論検討を課題とした。2020 年 20 回大会でも同趣旨のシンポジウムが企画されたが、主に対象拡大が議論となり、フォレンジックソーシャルワークへの移行に向けた議論傾向にあった。

山口司法福祉論は少年司法分野を軸とする家庭裁判所福祉ではとの声も聴かれるが、既に栗村典男は同様の批判を通じて「犯罪・非行福祉」を提案し、それに反論する形で構築された。こうした学説史検討の空洞化は対象拡大の一方、皮肉にも原点の少年の司法福祉の縮減の遠因となっているのか検討する（拙著『立ち直り・甦りの教育福祉学』成文堂、2022）。